

# 阿蘇税務署からのお知らせ

## 税務署での面接相談は事前予約をお願いします！

### 1. 阿蘇税務署に電話「0967 (22) 0551」※音声ガイダンスに従って、番号を選択してください。

①を選択…「税に関する一般的なご質問やご相談の方」

②を選択…「税務署にご用の方」4月～6月の面接相談日は（予約制）次のとおりです。

#### 【所得税、個人事業者の消費税、贈与税、相続税、譲渡所得】

4月12日（木）、26日（木）、5月10日（木）、24日（木）、6月7日（木）、21日（木）

#### 【法人税、消費税、源泉所得税、印紙税等の諸税】

4月27日（金）、5月21日（月）、6月22日（金）

③を選択…「軽減税率制度の相談」

※身近な税金に関する情報は、「国税ホームページ」をご利用ください。（<http://www.nta.go.jp>）

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967 (22) 0551 ※自動音声案内

## 住民税の給与からの特別徴収について

### 1. 熊本県より給与所得に対し、住民税の給与特別徴収が指導されています。

①地方税法により事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

### 2. 基本的な手続きの流れ

#### ①給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている人が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。

※（注意！）

退職や休職または転勤などにより従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに、従業員がお住まいの市町村に「異動届」を必ず提出してください。

#### ②特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12カ月間です。毎年5月31日までに、「特別徴収税額決定通知書」が送付されますので、6月の給与より特別徴収（給与天引き）を開始してください。

#### ③納期と納入方法

納期限は、特別徴収をした月の翌月10日です。従業員の住所地の市町村から送付される納付書で、指定されている金融機関や、市町村の会計課にて納入してください。

〈問い合わせ〉税務課 住民税係 TEL (67) 2703